お知らせ

平成27年9月9日 保健福祉部監查適正給付推進課 TEL 744-1153 担当 障害保健福祉推進室 TEL 222-4161

障害児サービス事業者等の指定の取消しについて

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法の関係規定に基づき、下記事業者に対し監査を実施した結果、法令違反及びサービス費等の不正請求を行っていたことが判明しました。

このため、事業者に対し、「指定取消」の行政処分を行うこととし、事業者に 通知しましたので、お知らせします。

記

1 対象

(1) 対象事業者

ア 名 称 有限会社ジーク

イ 代表者名 代表取締役 鈴木 弘美

ウ 所 在 地 京都市西京区大原野東境谷町1丁目3番地

(2) 対象事業所

ア 名 称 支援センターハートベル

イ 所 在 地 京都市伏見区桃山町山ノ下48-10

(3) 事業の種類

放課後等デイサービス, 居宅介護, 重度訪問介護, 京都市移動支援事業

2 処分内容及び処分理由

(1) 処分内容

指定取消

取消年月日 平成27年10月31日(土)

(2) 処分理由

ア 平成25年7月から平成26年9月までの間,延べ16回にわたり反復継続して,同一法人が運営する放課後等デイサービス事業所及び移動支援

事業所が、同一人に対し、同一日時にそれぞれサービスを提供したとする 虚偽の記録を作成した。これにより、サービス費等を不正に請求した。

- イ 放課後等デイサービス,居宅介護,重度訪問介護並びに移動支援の通 所給付決定保護者名及び利用者名の計41名の印鑑を,正当な理由なく事 業所で所持していた。
- ウ 通所給付決定保護者及び利用者からサービスを提供したことについて 確認を受けていないにもかかわらず,確認を受けたこととする虚偽の記録 を作成した。
- エ 居宅介護及び重度訪問介護並びに移動支援に係る初回加算の請求について,新規に居宅介護等計画及び移動支援計画を作成した月にのみ加算を算定できるところ,その翌月以降も継続して加算を算定し,延べ26月分のサービス費を不正に請求していた。
- オ 重度訪問介護の提供において、同一人に対して、2人の重度訪問介護 従業者が重度訪問介護を行った場合、記録が必要となるにもかかわらず、 その記録を行わずに、延べ78回、サービス費を不正に請求した。
- 2(2)ア,エ,オに掲げる不正請求は,児童福祉法第21条の5の23第1 項第5号及び障害者総合支援法第50条第1項第5号並びに京都市移動支援 事業実施要綱(以下「要綱」という)第17条第1項第1号による指定の取消 事由に該当する。
- 2(2)イ, ウに掲げる保護者名及び利用者名の印鑑の不適正な所持及び虚偽の記録の作成は,児童福祉法第21条の5の23第1項第4号及び障害者総合支援法第50条第1項第4号並びに要綱第17条第1項第5号による指定の取消事由に該当する。

3 経済上の措置

不正に請求し、受領していたサービス費等について返還させるとともに、児童福祉法第57条の2第2項及び障害者総合支援法第8条第2項に基づき当該返還額に100分の40を乗じて得た加算額を求めます。

【返還金額 1,108,362円】

(内訳:サービス費等854,446円,加算金253,916円)

種別	基本報酬	初回加算	小計	加 算 金	返還金額
				(40%)	
居宅介護	0	4, 240	4, 240	1,696	5, 936
重度訪問介護	485, 117	4, 240	489, 357	195, 742	685, 099
放課後等デイ	141, 197		141, 197	56, 478	197, 675
移動支援	173, 648	46, 004	219, 652	(※)	219, 652
合計			854, 446	253, 916	1, 108, 362

※移動支援は加算金制度なし